

国家戦略特区事業提案

—大災害発生時における医療・保健衛生について—

平成 26 年 8 月 25 日

特定非営利法人アムダ

The Association of Medical Doctors of Asia

I. AMDA の概要

AMDA は 1984 年設立され（本部岡山市）、相互扶助の精神に基づき、災害や紛争発生時、医療・保健衛生分野を中心に緊急人道支援活動を展開。世界 30 カ国にある支部のネットワークを活かし、多国籍医師団を結成して災害支援を行う団体である（AMDA グループ代表：菅波茂、認定特定非営利活動法人 AMDA 理事長：成澤貴子）。

1995 年、国連経済社会理事会（UNECOSOC）より「特殊協議資格」を、2006 年に「総合協議資格」を取得、2001 年、岡山県より「特定非営利活動法人」格を取得、2013 年に認定 NPO 法人の認証を得ている。設立者の菅波茂が、AMDA グループ代表で、現在はクアラルンプールに滞在して、新機軸の展開を担っており、成澤貴子が理事長として、主に国内活動を担っている。AMDA の概要については、別紙 1 参照。

II. 南海トラフ地震・津波

いずれ近いうちに起こることが予想されている南海トラフ地震・津波は次のような特徴を持つものと理解されている。

1. 地震発生予想地点が比較的海岸線に近接しているため、地震発生時から津波が到達するまでの時間が東北大震災に比べてはるかに短いものと想定されている。この点から、救援・救護は時間との勝負だと考えられる。
2. 海岸線に多くの港湾が存在し、港湾毎に形状が異なり津波形状が複雑となることが想定される。このため、被災の予測が難しくなっている。
3. 海抜低地地域にかなりの人数が居住しており、かつバックヤード山地が急峻であるため、避難に大きな困難が予想される。
4. 高知空港が海抜低地に立地しており、これの被災が予想され、空からの移送（及び空を通じた移送）が困難となる可能性がある。遠隔地との広域移送が必要となる反面、他地域と連結する道路が極めて少なく、混雑が予想される。また、道路を取り巻く山地は急峻であり、道路条件も厳しいことが予想される。
5. なお、四国地方には、わが国での最高品質の石灰石が採取され、高知港はその積出港として、関東をはじめ全国の製鉄所に輸送しており、全国的規模での経済面での打撃も予想される。

このように、南海トラフ地震・津波はわが国に大きな損害を与えることが予想され、貴重な人命を救うとともに、産業の国際競争力の強化等今後のわが国経済の競争力を高めるためにも、現段階から南海トラフ地震・津波への対策を各方面から講じておくことは必須のことであると考えられる。

III. 大災害発生時における医療・保健衛生に関する制度措置について

AMDA は、これまでの東南アジア被災地支援、東北大震災の救援・救護活動経験を活かして、医療・保健衛生分野を中心に積極的にこれに対応する所存である。

上記の南海トラフ地震・津波の特徴からすると、医療・保健衛生分野においても、迅速、かつ総力をあげた救護、救援体制が必要であると考えられる。そのためには、障壁となる種々の規制・制度を弾力的に運用、または一時的に撤廃していただくことが必要となる。具体的には、次のような措置が必要であると考えられる。

なお、われわれが考えている医療・保健分野のカバリングは多岐にわたっており（例えば、保健については、被災者の心のケアやコミュニティまで含む）、

医療・保健分野だけで独立して考えることは適切ではなく、総合的に考えていく必要があることはいうまでもない。

1. 非常時における保険診療の適用の規制緩和【医療・保健】

診療に関する保険申請は、「健康保険法」第 65 条で、「病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う」と規定されている（別紙 2 参照）。これを、非常時においては、避難所を保険診療の対象とするよう措置していただくよう要請する。

なお、従来、神社、寺院は基本的に避難所と認定されていないと認識しているが、地域から見れば物理的にも精神的にも地域避難地として最適の場であることが多く、避難地として認定していただくよう要請する。

2. 非常時における外国人医師、看護師の受け入れ容認【医療・保健】

非常時において、外国人医師・看護師の支援が予想されるが、現状、これの認定には制約がある。これを、特定団体に（一定の客観基準により）登録された外国人医師・看護師については、非常時発生後直ちに認定される措置を講じることを要請する。これにより、迅速性と安全性の確保が可能となる。

3. 非常時における医療法人の役員要件緩和【医療・保健】

被災地における医療・保健衛生分野での救護・救援活動を円滑に行うため、被災地において現地医療法人と救援救護団体とが共同経営医療法人を予め設立し、連携体制をとることが望ましい。そのためには、医療法第 46 条 3 項の「医療法人理事長の医師要件」の規制を緩和することを要請する。これにより、現地医療法人と救援・救護団体とが連携を取りつつ医療分野での救援・救護活動を円滑に行うことができるようになる。

なお、この医療法人に関する規制緩和は、大災害発生時より以前から連携関係を構築するためにも、可能な限り複数かつ迅速に実現できることが望ましい。

4. 非常時における道路等における通行手形の発行【医療・保健】

四国は山地が多く、輸送道路が限られており、輸送キャパシティが極めて低く、混乱が予想される。東北大震災において見られたように基幹道路の通行車両が限定されてしまうと、大きな混乱が予想される。民間車両であって

も救援・救護の業務を担う車両について、非常時に通行を認められないと折角の民間救援・救護活動が齟齬を来すこととなる。前述の外国人医師、看護師の派遣に関する基幹道路輸送についてもこの特例を適用することが必要である。

非常時において基幹道路を通行できる民間車両を、特定の法人又は団体に一定のルールで平常時に認めておくことが必要である。なお、車両を事前登録しておくことは非常時に却って混乱を招くこともあり得るので、法人又は団体に認可することが必要である。

5. 被災後の生活再建に関する規制緩和

①非常時における非公務員の公務員行為の容認【保健・衛生】

東北大震災において見られたように、非常時においては、救援物資を行政当局が一定の判断の下に迅速、有効、かつ公平に配分・交付することとなる。この際、地方では町内会等、行政以外の団体がこれら行為を更に有効に遂行することが考えられる。この際、行政行為を非公務員が行うことが可能となる措置を講じておくことが必要である。

もちろん、配分のあり方に関して、平常時より常に行政と協議しておくこと、非公務員の中の多層的な体制整備を構築しておくことも必要である。

②瓦礫片付けにおける被災者雇用【保健・衛生】

現在、瓦礫処理は自衛隊・消防が主となって行うこととされているが、現地処理原則の下に、被災者の生活面のケアの面からも被災者がそこで雇用され、所得を得る体制を組める措置を講じていただきたい。即ち、被災者でも比較的被害が小さい人々が周辺の瓦礫処理に雇用されることは保健面からも有効である。もちろん、処理すべき瓦礫の対象物の特定は行政が行うことはいうまでもない。

IV. その他

1. 特区区域について

南海トラフの地震・津波の発生場所や被災地は予測不可能である。従って、物理的な区域指定よりは、例えば、「大規模災害被災地」等の概念区域規定でこれらの措置をお願いしたい。

2. 関係自治体との関係

被災区域が特定不可能ということもあり、関係自治体も特定できないが、関係すると言われている自治体とは、本件について現在協議中であり、その協議の幅を拡げている。

3. 他の医療・保健関連団体との関係

南海トラフの地震・津波に対する医療・保健分野の救援・救護を考えている団体が他にあると考えられる。それら各団体が必要とする規制緩和項目が全て本提案と一致するとは限らないが、追加で部分共同でも可能であれば歓迎したい。

以上

【別紙 1】AMDA 概要

1. 理念

・扶助の精神に基づき、災害や紛争発生時、医療・保健衛生分野を中心に緊急人道支援活動を展開。世界 30 カ国にある支部のネットワークを活かし、多国籍医師団を結成して実施している。1984 年に設立、本部は岡山市。2001 年 8 月 30 日、岡山県より「特定非営利活動法人」格を取得。1995 年、国連経済社会理事会（UNECOSOC）より「特殊協議資格」を、2006 年に「総合協議資格」を取得、2013 年に認定 NPO 法人の認証を得た。

AMDA の国際人道支援活動は相互扶助の精神、即ち「困ったときはお互いさま」の心に基づいており、「人道援助の三原則」（ボランティア三原則にも置換えられる）を活動成功の鍵としている。

1. 誰でも他人の役に立ちたい気持ちがある
2. この気持ちの前には、国境、民族、宗教、文化等の壁はない
3. 援助を受ける側にもプライドがある

AMDA とは、The Association of Medical Doctors of Asia（設立時の名称：アジア医師連絡協議会）の頭文字をとったものである。

2. 概要

- ①所在地 〒700-0013 岡山県岡山市北区伊福町 3-31-1
- ②設立年月日 1984 年 8 月。国連経済社会理事会「総合協議資格」取得 2006 年。認定 NPO 法人に認証：2013 年 5 月 8 日付
- ③AMDA グループ代表 菅波茂、認定特定非営利活動法人 AMDA 理事長 成澤貴子
- ④AMDA グループ
 - ・構成団体 認定特定非営利活動法人アムダ：AMDA
 - ・AMDA インターナショナル（任意団体）
 - ・認定特定非営利活動法人 AMDA 社会開発機構
 - ・認定特定非営利活動法人 AMDA 国際医療情報センター
 - ・アムダ国際福祉事業団
 - ・AMDA 兵庫
- ⑤海外活動：緊急医療支援、復興支援、合同医療ミッション、スポーツ親善交流、ASMP、セミナー開催等

- ⑥活動国：日本、フィリピン、インド、モンゴル、スリランカ、カンボジア、
バングラデシュ、ネパール、インドネシア 他
- ⑦国内活動：出張講演、大学講義受託、活動報告会・セミナー開催、
国内防災訓練対応、高校生会、イベント参加、ボランティア地域組織 2 支部・
7 クラブの各地域での活動
- ⑧AMDA 支部：沖縄支部、神奈川支部、
- ⑨AMDA クラブ：大槌、鎌倉、高知、玉野、福山、竹原、神女（神戸女子大
学）
- ⑩事務局スタッフ：常勤 14 人 非常勤 10 人 嘱託 5 人
- ⑪ 会員数 1,059 人

3. 活動歴

- ・緊急救援活動
- ・復興支援活動
- ・合同医療ミッション
- ・人道支援外交
- ・ASMP
- ・中長期事業
- ・海外支部活動
- ・防災訓練
- ・公開講座・特論
- ・海外フィールド教育プログラム・
等多岐にわたっている。

詳しくはアムダホームページ <http://amda.or.jp/> の AMDA の活動参照

4、AMDA グループ代表菅波茂略歴

国連経済社会理事会総合協議資格認定 N G O A M D A グループ 代表

1946 年 12 月 29 日生まれ 広島県福山市神辺町出身 岡山市在住

公設国際貢献大学校名誉校長(2001 年 9 月 1 日設立と同時に校長に就任、07 年 4 月
より現職)

〈経歴〉

1972 年 3 月 岡山大学医学部卒業

1972年4月 岡山大学大学院医学研究科課程入学（公衆衛生学）
1977年3月 岡山大学大学院医学研究科課程修了（博士 公衆衛生学）
1977年4月 岡山大学医学部第一内科入局（～同年9月） 11月/心臓病センター
榊原病院勤務（～81年3月）
1981年5月 菅波内科医院開業（98年4月アスカ国際クリニック に名称変更）
1990年6月 介護老人保健施設すこやか苑開設
1992年9月 いちのみや在宅介護支援センター開設
1993年1月 アスカ訪問看護ステーション開設
1998年12月 ケアハウス茶山亭開設
1999年 1月/グループホーム矢坂本陣開設 4月/ヘルパーステーションいちの
みや開設
10月/いちのみやアスカ居宅介護支援事業所開設
2003年2月 グループホーム平津開設
2008年1月 特別養護老人ホームこちょう庵開設、多機能小規模施設ゆめ童開設
2010年6月 医療法人アスカ会、社会福祉法人遊々会 経営引退

1994年4月～98年3月 岡山県御津医師会副会長
1999年4月～05年3月 岡山県老人介護保健施設協会副会長
2005年4月～10年6月 岡山県老人介護保健施設協会理事
2008年4月～10年3月 岡山県御津医師会会長
2010年4月～現在 岡山県御津医師会理事
2008年5月～14年6月 日本医師会国際保健検討委員会委員(委員会解散)
〈教職等〉
1994年4月～2000年3月 東京大学大学院非常勤講師
1995年4月～07年3月 大阪大学非常勤講師
1998年4月～07年3月 京都大学大学院医学研究科非常勤講師
1999年4月～06年3月 岡山大学文学部非常勤講師
2000年10月～06年3月 長崎大学熱帯医学研究所熱帯医学研修課程運営委員
2001年4月～08年3月 岡山大学医学部及び歯学部非常勤講師、香川医科大学
非常勤講師
2001年9月～現在に至る 公設国際貢献大学校校長 07年3月まで、07年4月より
同校名誉校長

2002年4月～現在に至る 岡山県立大学大学院講師

2005年4月～07年3月 岡山大学法学部、医学部、歯学部非常勤講師

2006年4月～07年3月 川崎医科大学非常勤講師

2006年4月～07年3月 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科臨床教授 他
〈社会における活動等〉

1984年8月 AMDA設立 (2001年8月岡山県より特定非営利活動法人の認証受ける)

1991年1月 AMDA国際医療情報センター設立

1999年4月～07年5月 JICAザンビア国ルサカ市プライマリヘルスケアプロジェクト国内委員

2000年4月～ 現在 (財)自治体国際化協会登録自治体国際協力アドバイザー

2001年5月～02年3月 岡山市総合政策審議会 環境・安全部会委員

2001年～03年3月 岡山発の国際貢献を考える会(岡山県設置)委員

2002年4月～05年12月 NHK中国地方放送番組審議会委員

2004年10月 フィリピン パンパンガ農業大学 名誉博士号授与
〈AMDA国連登録〉

1995年 国連経済社会理事会より特別資格の認定受ける

2007年 同理事会より総合協議資格の認証を受ける(世界で137番目、日本のNPO法人で初)
〈AMDA代表表彰〉

1993年7月/外務大臣表彰

1994年3月/大山健康財団大山激励賞受賞 7月/第一生命保健文化賞

1994年11月/岡山市表彰

1995年8月/第28回岡山県三木記念賞受賞

1995年10月/第2回読売国際協力賞/第25回毎日新聞社会福祉顕彰受賞/第7回毎日国際交流賞受賞

1996年1月/第54回山陽新聞社賞受賞 8月/厚生大臣表彰 10月/第9回ソフトウェア特別賞受賞

2004年10月/第2回沖縄平和賞受賞

2005年9月/防災担当大臣表彰

2009年2月/第5回ヘルシー・ソサエティ賞(医療従事者部門)受賞
〈個人表彰〉

- 1995年 9月 第2回国連ブドロス・ガーリ賞受賞（日本人初）
- 2001年 9月 第34回岡山県三木記念賞受賞
- 2003年 4月 第37回吉川英治文化賞受賞
- 2007年 11月 ガンジー人道支援賞 2007(インド)
- 2007年 11月 グシ平和賞 2007(フィリピン)
- 2011年 1月 国家勲章オフィシエ章(勲4等)(ジプチ)
〈著書〉
- 1993年 「遥なる夢」 AMDA 自費出版
- 1995年 「とび出せ！AMDA」厚生科学研究所（編著）
- 1995年 「ルワンダからの証言」中山書店（編著）
- 1996年 「AMDAの提言」山陽新聞社
- 1998年 「はばたけ！NGO/NPO」中国新聞社（共著）
- 2002年 「医療和平」集英社
- 2006年 「教育評論」 その他、諸稿多数
- 2008年～ 日本ペンクラブ会員
- 2011年 「AMDA被災地へ！東日本大震災 国際医療NGOの活動記録と証言」
（編著）小学館スクエア

5. AMDA 定款

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は特定非営利活動法人アムダと称し、英文名をAMDAと称する。

（以下「本法人」という。）

（事務所）

第2条 本法人は、主たる事務所を岡山県岡山市北区伊福町3丁目31番1号に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本法人は、世界中の人間疎外の状況に生きる人々を対象に、「多様性の共存」という理念のもと、相互扶助精神に基づいて現地優先型のプロジェクトを実施することにより、「平和へのパートナーシップ」の国際的ネットワークを推進し、世界の平和に寄与すること、またその理念を啓蒙普及することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条の別表に掲げる項目のうち、次の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 観光の振興を図る活動
- (13) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (14) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (15) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 本法人は、第3条の目的を達するため、次の事業をおこなう。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 低開発地域等における貧困対策、健康推進等の社会開発事業
 - ② 緊急人道支援事業
 - ③ 災害救援事業
 - ④ 平和構築モデルの開発と運営に関する事業
 - ⑤ 在日外国人の健康推進事業
 - ⑥ 各種会議、講演会、講座等の企画運営
 - ⑦ 各種調査研究、教育、研修事業
 - ⑧ 情報誌並びに対外的広報誌及び書籍の刊行
 - ⑨ 有機農業および有機農業の推進に係る活動

⑩ その他本法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

① バザーその他の物品販売事業

② 出版事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号の事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種類および資格)

第6条 本法人の会員は、正会員、医師会員、一般会員、学生会員、法人会員および賛助会員の6種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員 医療または保健分野に関する十分な技術・学識・経験を有し、かつ本法人の目的と活動を理解し、その発展に著しく貢献する個人とし、経営者スピリットを有するものとする。

(2) 医師会員 この法人の目的に賛同して入会した医師、歯科医師、獣医師

(3) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

(4) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生

(5) 法人会員 この法人の目的に賛同して入会した法人

(6) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人

(入会)

第7条 (省略)

(会費)

第8条 (省略)

(会員資格の喪失)

第9条 (省略)

(退会)

第10条 (省略)

(除名)

第11条 (省略)

第4章 役員

(種別および定数)

第12条 本会に次の役員をおく。

(1) 理事 8名以内 監事 1名

(2) 理事のうち1名を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事および監事は、総会において正会員のなかから選任する。

2 理事長は、理事の互選により選任する。

3 監事は、理事およびこの法人の職員を兼ねることができない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が、役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 役員に異動があるときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(職務)

第14条 すべての理事は、この法人の業務について、この法人を代表する。

2 理事長はこの法人の業務を総理する。

3 理事は理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は理事会を構成し、定款および理事会の議決に基づいて業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) 本法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会を招集すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠または増員により就任した役員の任期は、それぞれ前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 (省略)

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その任期中であっても、総会の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の 3 分の 1 以下であることとする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。

3 役員の報酬および費用の支弁に関して必要な事項は、総会の議決を経て、細則で定める。

(顧問および参与)

第 19 条 本法人に、顧問および参与若干名をおくことができる。

2 顧問および参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問および参与は、重要な事項について、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

第 5 章 会議

(種類および開催)

第 20 条 会議は、総会および理事会とする。

2 総会は、通常総会および臨時総会とし、通常総会は、毎年 1 回開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会で必要と認め、招集の請求をしたとき

(2) 正会員の 3 分の 1 以上からの請求があったとき

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事が招集したとき

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第 22 条 (省略)

(権能)

第 23 条 (省略)

(議長)

第 24 条 総会および理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 25 条 (省略)

(議決及び表決権)

第 26 条 (省略)

(議事録)

第 27 条 (省略)

第 6 章 運営組織

(委員会および部会等)

第 28 条 本法人は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、委員会および部会等の運営組織を置くことができる。

2 委員会及び部会等の組織および運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(事務局)

第 29 条 本法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。

3 事務局長、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 30 条 (省略)

(資産の区分)

第 31 条 (省略)

(資産の管理)

第 32 条 (省略)

(経費の支弁)

第 33 条 (省略)

(会計の原則)

第 34 条 (省略)

(会計の区分)

第 35 条 (省略)

(事業年度)

第 36 条 (省略)

(事業計画および予算)

第 37 条 (省略)

(事業報告および決算)

第 38 条 (省略)

(臨機の措置)

第 39 条 (省略)

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 40 条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 41 条 (省略)

(残余財産の帰属)

第 42 条 (省略)

(合併)

第 43 条 (省略)

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 (省略)

第 10 章 雑則

(施行細則)

第 45 条 (省略)



(2014年8月18日付毎日新聞特集記事)

【別紙2】健康保険法

(療養の給付)

第六十三条 被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一 食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床（以下「療養病床」という。）への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であつて、当該療養を受ける際、六十五歳に達する日の属する月の翌月以後である被保険者（以下「特定長期入院被保険者」という。）に係るものを除く。以下「食事療養」という。）

二 次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（特定長期入院被保険者に係るものに限る。以下「生活療養」という。）

イ 食事の提供である療養

ロ 温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養

三 厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であつて、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの（以下「評価療養」という。）

四 被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養（以下「選定療養」という。）

3 第一項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから受けるものとする。

一 厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所（第六十五条の規定により病床の全部又は一部を除いて指定を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「保険医療機関」という。）又は薬局（以下「保険薬局」という。）

二 特定の保険者が管掌する被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であつて、当該保険者が指定したもの

三 健康保険組合である保険者が開設する病院若しくは診療所又は薬局

第六十五条 第六十三条第三項第一号の指定は、政令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

2 前項の場合において、その申請が病院又は病床を有する診療所に係るものであるときは、当該申請は、医療法第七条第二項 に規定する病床の種別（第四項第二号及び次条第一項において単に「病床の種別」という。）ごとにその数を定めて行うものとする。

【別紙 3】外国人医師看護師の受け入れ

外国の医師免許を持っていても、日本の医師免許を取得していない者は、医師法上、日本で医療活動を行うことができない。ただし、以下のような例外がある。

①外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第 17 条等の特例等に関する法律により、外国人医師等が日本で臨床修練を行うことが出来る。

②国内被災地において、外国の災害派遣医療チームなどの医師の医療行為が認められることがある。1995 年の阪神・淡路大震災では医師法を根拠に外国の医療チームの受け入れが難航し、震災発生 8 日目に追認する形で医療行為を認めた。2011 年の東日本大震災では震災発生 4 日目に被災都道府県に医師法の例外とする旨が通知された。

【別紙 4】医療法

第四十六条 医療法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによって、成立する。

2 医療法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事所に備え置かなければならない。

第三節 管理

第四十六条の二 医療法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。ただし、理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は、一人又は二人の理事を置くをもって足りる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、医療法人の役員となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 この法律、医師法、歯科医師法、その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

三 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

3 役員任期は、二年を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。

第四十六条の三 医療法人（次項に規定する医療法人を除く。）の理事のうち一人は、理事長とし、定款又は寄附行為の定めるところにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。

なお、非医師の理事長就任が認められるのは、次の3パターンであるとされ、本件のような非常時における連携救済・救済医療は現状、対象とはならない。

① 理事長が死亡し、または重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が医科または歯科大学在学中か、または卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師または歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとする場合

② 次に掲げるいずれかに該当する医療法人

イ 特定医療法人または社会医療法人

ロ 地域医療支援病院を運営している医療法人

ハ 財団法人日本医療機能評価機関が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を運営している医療法人

③ 候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと都道府県知事が認めた医療法人